仙台市障害者基幹相談支援センター

仙台市障害者基幹相談支援センターは、障害のある方が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制をより強化するための活動を行っています。

令 和 5 年 4 月

障害者基幹相談支援センターの主な取組み

障害者相談支援事業所等の相談支援従事者が、より的確な支援を展開できるよう、以下の取組みを行います。

◎障害者相談支援従事者へのサポート

主に従来の支援体制では対応が難しい“支援困難ケース”への確実な介入と継続的な支援が確保できることを目指し、アウトリーチをメインとした障害者相談支援事業所等との共同支援を行います。

“支援困難ケース” とは・・・

- 様々な要因から、自ら支援を求めることが難しいケース
- ひとつの世帯に要介護高齢者、要支援児童、生活困窮などの複合的な課題を抱えるケース
- 問題が長期化・複雑化し、支援の継続が難しいケース　　など

◎人材育成

「計画相談支援実務研修会」の開催、「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」の企画・実施への参画、「相談支援従事者初任者研修」の実施にかかる関係機関との調整や課題実習への対応などを通じた人材育成を行います。

◎関係機関との連携

仙台市および各区の障害者自立支援協議会などへの参加や、障害分野を超えた関係機関との連携を図ります。

Q&A

Q1：障害者基幹相談支援センターの支援対象は・・・？
A1：支援困難ケースを主な支援対象とします。原則として、ケース支援にあたる障害者相談支援事業所等に対しアドバイスの提供、ケース検討の実施、訪問支援への同行などの協力を行います。

Q2：障害者相談支援事業所等とは・・・？
A2：障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、仙台市障害者就労支援センター、仙台市ひきこもり地域支援センター、仙台市視覚障害者支援センター、仙台市難病サポートセンター、仙台市自閉症児者相談センター、仙台市第二自閉症児者相談センター、地域生活支援拠点事業（ひなたぼっこ）　です。

Q3：市民からの相談は可能ですか・・・？
A3：基本的に障害者相談支援事業所等を通じて支援を行いますので、まずは障害者相談支援事業所等、各区障害高齢課等へご相談ください。

相談の流れ（例）

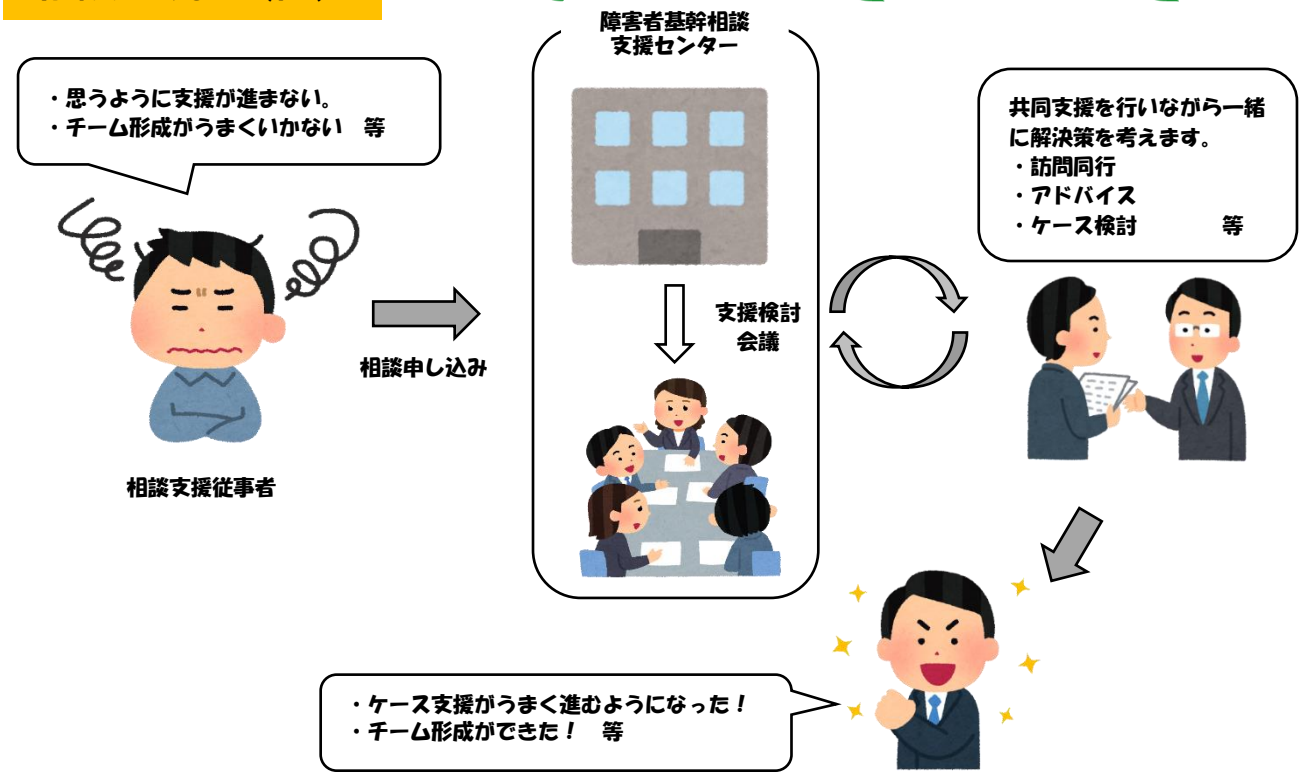

連絡先

〒981-3133　仙台市泉区泉中央二丁目 24 番地の 1
（仙台市障害者総合支援センター内）
受付時間：8：30～17：00
TEL：022-725-8220（直通）
※つながらない場合，障害者総合支援センター（TEL：022-771-6511）へ

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ QR ｺｰﾄﾞ